

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 倶知安町農業の概況

倶知安町の農業は、周囲を山岳で囲まれた豪雪地帯の厳しい自然条件を克服しながら、土地資源を有効活用し、地域性や立地条件に即応した営農を基本に展開してきた。中央部を流れる主流「尻別川」、支流「倶登山川」、「ポントサン川」、「砂利川」流域は水田地帯、山岳部は酪農地帯、比較的平坦な盆地は畑作地帯として、稲作、畑作、酪農を基幹として適地適作を進め、米、馬鈴しょ、小豆、大豆、小麦、てん菜等を中心に町の基幹産業として地域経済の発展に寄与している。

耕地面積は平成27年において田910ha、畑3,650haとなっているが、水稻作付面積は252haで、耕地面積における畑作物の占める割合が大きくなっている。また、農業基盤の整備においては、昭和36年から国営、道営、団体営等各種事業が実施され、ほぼ農業基盤の安定が図られている。

農家戸数は209戸で、専業農家と第1種兼業農家が94%を占めている。しかしながら、近年、後継者のいない農家が増加しつつある。

2 倶知安町農業の現状と課題

倶知安町において、農業は基幹産業であり、かつ、地域経済のみならず農村環境及び集落社会の維持、形成という面においても多大に貢献している。

しかし、現状において、労働力不足、農産物価格の低迷、生産資材の高騰、異常気象、輸入自由化問題等取りまく環境は厳しさを増し、このことは生産者の経営にも大きな影響を与えている。

生産者はこれまで、経営改善目標を実現すべく経営規模の拡大を主とした戦略のもと、生産方式の合理化等を組み合わせた多角的なビジョンのもと経営発展を目指してきた。

これからは、なお一層先見のかつ合理的な経営意識のもと、経営規模、土壌環境、新規作物導入、生産技術、労働力、販路及び多角経営の各観点から総合的な経営戦略を講じる必要がある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組み

(1) 基本的な考え方

倶知安町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を定めることとする。

具体的な経営の指標は、地域における他産業従事者の所得の状況及び農業を職業として選択し得る生活レベルを実現するために必要とされる水準等を勘案し、以下のとおりとする。また、地域農業が持続的に発展し、所得と雇用を確保し得る産業として地域社会、経済を支える役割を担うものとなるべく、次のステージに向けて段階的に効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、倶知安町及びその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

| 年間農業所得の目標 | | 年間労働時間の目標 |
|-------------------------------|-------------|--------------------------------------|
| 単身経営 | おおむね470万円 | 主たる農業従事者1人あたり 1,800～ 2,000時間程度 |
| 夫婦主体経営 | おおむね620万円 | |
| 夫婦及び単身後継者経営 | おおむね770万円 | |
| 二世帯経営 | おおむね1,200万円 | |
| 法人については、上記に常雇1名につきおおむね420万円加算 | | |

※ 主たる農業者1人あたり年間農業所得の目標はおおむね470万とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け農業経営指標*等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

※ 新たな農業経営指標の策定について（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。また、農業法人は、地域の農地や雇用等

の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン※」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。さらに、技術やノウハウ、販路などを有する農外企業と地域の農業者・関係者が連携した取組を推進する。

さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする国の目標や、平成 37 年度における農業法人数を約 1.7 倍の 5,200 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、倶知安町の平成 37 年度における農業法人数の目標数を 27 経営体（平成 28 年 1 月現在：17 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

※ 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる事業により作成するプラン（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したものを含む。）

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化、及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

倶知安町の平成 27 年の新規就農者（農家後継を含む）は 2 人であり、従来からの基幹作物である馬鈴しょの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため、国が掲げる新規就農者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年 770 人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、倶知安町においては毎年 1 人の当該青年等の確保を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

就農準備に向けては、指導農業士等による農家研修や農業大学校等における実践的研修教育により、技術の習得を図るとともに、農地や畜舎等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。

就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・

経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけでなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。

また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

倶知安町の平成27年の新規就農者は2人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である馬鈴しょの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、倶知安町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、倶知安町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5件増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

倶知安町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を概ね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた倶知安町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターやようてい農業協同組合、倶知安町農業経営改善支援センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に俱知安町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、俱知安町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理方法 | 農業従事の態様等 |
|-------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------|---|
| 畑作 専業 | <作付面積等> | <資本装備> | | |
| | 経営面積 | ・乗用トラクター(50PS) 1台 | ・複式簿記記帳 | ・高性能機械の導入共同利用による作業時間の短縮 <経営体系> ・単身経営 ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後継者経営 |
| | 28.0ha換算 | ・乗用トラクター(80PS) 1台 | ・パソコンによる経営計画、労務 | |
| | 食用馬鈴しょ | ・乗用トラクター(100PS) 2戸共同 | ・財務・ほ場管理 | |
| | 8.0ha | ・フロントローダー 1台 | ・作目別原価の把握、コスト分析 | |
| | 種子馬鈴しょ | ・フォークリフト 1台 | ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 | |
| | 1.0ha | ・農用トラック 1台 | | |
| | 秋播小麦 | ・マニユアスプレッダー 3戸共同 | | |
| | 5.0ha | ・ライムソー 1台 | | |
| | 春播小麦 | ・ブロードキャスター 1台 | | |
| | 1.0ha | ・ボトムブラウ 1台 | | |
| | 大豆 | ・ロータリーハロー 1台 | | |
| | 3.0ha | ・総合播種機 1台 | | |
| | 小豆 | ・ポテトプランター 1台 | | |
| | 6.0ha | ・ビート移植機 3戸共同 | | |
| てん菜 | ・精密カルチ 1台 | | | |
| 3.0ha | ・培土機 1台 | | | |
| 地力増進作物 | ・動力噴霧機 1台 | | | |
| 1.0ha | ・ポテトハーベスター 1台 | <その他> | | |
| <経営面積> | ・ビートハーベスター 3戸共同 | ・主要畑作物4品の4年輪作 | | |
| 28.0～42.0ha | ・ビーンスレッシャー 2戸共同 | ・麦、大豆の収穫作業の委託による農作業の省力化 | | |
| | ・ストローチョッパー 3戸共同 | ・地力の維持増進 | | |
| | ・サブソイラー 1台 | ・土壌診断による適切なほ場管理 | | |
| | ・鎮圧ローラー 1台 | | | |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事の 態様等 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|---|
| 水 稲 畑野菜 複 合 | <作付面積等> | <資本装備> | | |
| | 経営面積 | ・乗用トラクター(50PS) 1台 | ・複式簿記記帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術の導入 <経営体系> <ul style="list-style-type: none"> ・単身経営 ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後継者経営 ・二世帯経営 |
| | 17.0ha換算 | ・乗用トラクター(80PS) 3戸共同 | ・パソコンによる経営計画、労務 | |
| | 水稲 | ・フロントローダー 3戸共同 | ・財務・ほ場管理 | |
| | 6.0ha | ・フォークリフト 1台 | ・作目別原価の把握、コスト分析 | |
| | 秋播小麦 | ・農用トラック 1台 | ・作目間の労働調整 | |
| | 2.0ha | ・マニユアスプレッダー 3戸共同 | | |
| | 春撒小麦 | ・ライムソー 1台 | | |
| | 1.0ha | ・ブロードキャスター 1台 | | |
| | 大豆 | ・ボトムブラウ 1台 | | |
| | 2.0ha | ・ロータリーハロー 1台 | | |
| | 馬鈴しょ | ・代かき機 3戸共同 | | |
| | 2.0ha | ・乗用田植機 1台 | | |
| | 小 豆 | ・総合播種機 1台 | | |
| | 1.0ha | ・ポテトプランター 3戸共同 | | |
| | にんじん | ・カルチベーター 1台 | | |
| | 1.0ha | ・培土機 1台 | | |
| | たまねぎ | ・動力噴霧機 1台 | | |
| | 1.0ha | ・自脱型コンバイン 3戸共同 | | |
| | メロン | ・ポテトハーベスター 3戸共同 | | |
| 0.2ha | ・ビーンスレッシャー 3戸共同 | | | |
| 南瓜 | ・たまねぎ収穫機 3戸共同 | | | |
| 0.2ha | ・サブソイラー 3戸共同 | | | |
| スイートコーン | ・鎮圧ローラー 3戸共同 | | | |
| 0.6ha | ・催芽機 3戸共同 | | | |
| <経営面積> | ・乾燥機 1台 | | | |
| 17.0~68.0ha | ・収穫機 1台 | | | |
| | ・ライスグレーダー 1台 | | | |
| | <その他> | | | |
| | ・付加価値向上も視野に入れた野菜の導入 | | | |
| | ・地力の維持増進 | | | |
| | ・土壌診断による適切なほ場管理 | | | |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事の 態様等 |
|----------------|-----------------------------|-------------------|------------------------|---|
| 畑作 野菜 複合 | <作付面積等> | <資本装備> | | |
| | 経営面積 | ・乗用トラクター(30PS) 1台 | ・複式簿記記帳 | ・高性能機械の導入 共同利用による作業時間の短縮 <経営体系> ・夫婦及び単身後継者経営 ・二世帯経営 |
| | 20.0ha換算 | ・乗用トラクター(80PS) 1台 | ・パソコンによる経営計画、労務 | |
| | 食用馬鈴しょ | ・フロントローダー 1台 | ・財務・ほ場管理 | |
| | 5.0ha | ・農用トラック 1台 | | |
| | 種子馬鈴しょ | ・マニュアスプレッダー 3戸共同 | ・作目別原価の把握、コスト分析 | |
| | 1.0ha | ・ライムソー 1台 | | |
| | 秋播小麦 | ・ブロードキャスター 1台 | ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備 | |
| | 2.0ha | ・ボトムブラウ(18×3連) 1台 | 水準の維持 | |
| | 春播小麦 | ・ボトムブラウ(16×3連) 1台 | ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 | |
| | 1.0ha | ・ディスクハロー 1台 | | |
| | 大豆 | ・ロータリーハロー 1台 | | |
| | 2.0ha | ・総合播種機 2戸共同 | | |
| | 小豆 | ・ポテトプランター 1台 | | |
| | 3.0ha | ・マルチャー 1台 | | |
| | てん菜 | ・動力噴霧機 1台 | | |
| | 2.0ha | ・培土機 1台 | | |
| | にんじん | ・ポテトハーベスター 1台 | | |
| | 1.5ha | ・ピーンハーベスター 3戸共同 | | |
| | アスパラガス | ・ピーンスレッシャー 2戸共同 | | |
| 0.5ha | ・ストローチョッパー 2戸共同 | | | |
| スイートコーン | ・サブソイラー 3戸共同 | | | |
| 0.5ha | ・除雪機 2戸共同 | | | |
| 南瓜 | <その他> | | | |
| 0.5ha | ・主要畑作物4品に畑作的野菜を取り入れた輪作体系の確立 | | | |
| 地力増進作物 | ・麦、大豆の収穫作業の委託による農作業の省力化 | | | |
| 1.0ha | ・付加価値向上も視野に入れた野菜の導入 | | | |
| <経営面積> | ・地力の維持増進 | | | |
| 20.0~60.0ha | ・土壌診断による適切なほ場管理 | | | |

| 営農 種類 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事の 態様等 |
|----------------|-------------------------|---|---|--|
| 酪農 畑作 複合 | <作付面積等> | <資本装備> | | |
| | 畑作経営面積 16.0ha換算 | ・乗用トラクター(80PS) 1台 ・乗用トラクター(100PS) 1台 ・乗用トラクター(100PS) 2戸共同 | ・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務 ・財務・生産管 理 | ・家族労働の作業 分担 ・自給飼料生産機 械の共同利用 ・共同作業、ヘル パー活用によ る省力化 |
| | 食用馬鈴しょ 2.0ha | ・フロントローダー 1台 | | |
| | 種子馬鈴しょ 2.0ha | ・ベールグリッパ 1台 ・ショベルローダ 4戸共同 | ・乳牛検定データ の活用 | |
| | 小豆 3.0ha | ・農用トラック 1台 ・マニュアルスプレッダー 3戸共同 | ・飼養部門と飼料 生産部門の損益 ・原価把握、分 析 | |
| | てん菜 2.0ha | ・尿酸布機 1台 ・ライムソー 4戸共同 | | |
| | 地力増進作物 2.0ha | ・ブロードキャスター 4戸共同 ・草地ブラウ 4戸共同 | | |
| | デントコーン 5.0ha | ・リバーシブルブラウ 4戸共同 ・ディスクハロー 4戸共同 ・ロータリーハロー 4戸共同 | | <経営体系> ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後 継者経営 ・二世帯経営 |
| | 牧草 20.0ha | ・グラスシダー 5戸共同 ・総合播種機 5戸共同 ・ポテトプランター 1台 | ・バンガーサイロ 1棟 ・農機具格納庫 1棟 | |
| | <経営面積> | ・カルチベーター 1台 | ・堆肥舎(351㎡) 1基 | |
| | 畑作 16.0~20.0ha | ・スプレーヤー 4戸共同 ・ハーベスター 1台 | ・尿溜 1基 ・パイプライン(50頭) 一式 | |
| | 牧草 20.0ha | ・ポテトハーベスター 2戸共同 ・ビーンハーベスター 4戸共同 ・ビーンスレッシャー 4戸共同 | ・バンククリーナー(50頭) 一式 ・バルククーラー 1台 | |
| | 合計 36.0~40.0ha | ・ロータリモアー 1台 ・モアコンディショナー 1台 | <その他> ・既存スタンチョ ン牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用 ・堆肥舎を活用し た堆肥生産とそ の草地へ利用還 元 ・公共牧場を活用 した育成 | |
| | <飼養頭数> | ・テッターレーキ 1台 | | |
| | 成牛 42頭 (うち経産牛40頭) | ・ロールベーター 1台 ・ベールラッパ 1台 ・ケンブリッチローラー 1台 | | |
| | 育成牛 40頭 | ・スノーモービル 4戸共同 ・成牛舎(480㎡) 1棟 ・育成牛舎(200㎡) 1棟 | | |
| | 計 82頭 | ・乾草舎(180㎡) 1棟 | | |

[法人経営体]

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事 の態様等 | | |
|----------------|--------------------|---|---|---|-------------------------|----------|
| 畑作 野菜 複合 | <作付面積等> | <資本装備> | | | | |
| | 食用馬鈴しょ 10.0ha | ・乗用トラクター(80PS) 2台 ・乗用トラクター(100PS) 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務・財務・ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・従業員の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・研修生の受入れ | | |
| | 種子馬鈴しょ 2.0ha | ・フロントローダー 1台 ・フォークリフト 1台 | | | | |
| | 秋播小麦 7.0ha | ・農用トラック(2tダンプ) 1台 ・農用トラック(4tダンプ) 1台 | | | | |
| | 春播小麦 3.0ha | ・マニュアルスプレッダー 1台 ・ライムソー 1台 | | | | |
| | 大豆 5.0ha | ・ブロードキャスター 1台 ・ボトムブラウ 1台 | | | | |
| | 小豆 8.0ha | ・ロータリーハロー 1台 ・総合播種機 1台 | | | | |
| | てん菜 8.0ha | ・ポテトプランター 1台 ・ビート移植機 1台 | | | <その他> | <労働力> |
| | にんじん 1.0ha | ・精密カルチ 1台 ・培土機 1台 | | | ・従業員間の作業分担方式 | 従業員 2人 |
| | アスパラガス 1.0ha | ・動力噴霧機 2台 ・ポテトハーベスター 1台 | | | ・主要畑作物4品の4年輪作 | 補助従事者 3人 |
| | スイートコーン 1.0ha | ・ビートハーベスター 1台 ・ビーンスレッシュャー 1台 | | | ・麦、大豆の収穫作業の委託による農作業の省力化 | |
| | メロン 0.5ha | ・ストローチョッパー 1台 ・サブソイラー 1台 | | | ・付加価値向上を視野に入れた野菜の導入 | |
| | 南瓜 0.5ha | ・鎮圧ローラー 1台 | | | ・地力の維持増進 | |
| | 地力増進作物 3.0ha | | | | ・土壌診断による適切なほ場管理 | |
| | <経営面積> 50.0ha以上 | | | | | |

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

〔個別経営体〕

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事の 態様等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------|--|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 畑作 専業 | <作付面積等> | <資本装備> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労務 ・財務・ほ場管 理 ・作目別原価の把 握、コスト分析 ・機械、施設の保 守管理と計画的 更新による装備 水準の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械の導 入共同利用に よる作業時間 の短縮 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 食用馬鈴しょ 5.6ha | <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(50PS) 1台 ・乗用トラクター(80PS) 1台 | | | <ul style="list-style-type: none"> <その他> ・主要畑作物4品 の4年輪作 ・麦、大豆の収穫 作業の委託によ る農作業の省力 化 ・地力の維持増進 ・土壌診断による 適切なほ場管理 | <ul style="list-style-type: none"> <経営体系> ・単身経営 ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後 継者経営 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 種子馬鈴しょ 0.7ha | <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(100PS) 2戸共同 ・フロントローダー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 秋播小麦 3.5ha | <ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト 1台 ・農用トラック 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 春播小麦 0.7ha | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルスプレッダー 3戸共同 ・ライムソー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大豆 2.1ha | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードキャスター 1台 ・ボトムブラウ 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小豆 4.2ha | <ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーハロー 1台 ・総合播種機 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | てん菜 2.1ha | <ul style="list-style-type: none"> ・ポテトプランター 1台 ・ビート移植機 3戸共同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地力増進作物 0.7ha | <ul style="list-style-type: none"> ・精密カルチ 1台 ・培土機 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <経営面積> 19.6ha | <ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧機 1台 ・ポテトハーベスター 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ビートハーベスター 3戸共同 ・ビーンスレッシャー 2戸共同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ストローチョッパー 3戸共同 ・サブソイラー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・鎮圧ローラー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事 の様態等 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|---|
| 水 稲 畑野菜 複 合 | <作付面積等> | <資本装備> | | |
| | 水稲 | ・乗用トラクター(50PS) 1台 | ・複式簿記記帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術の導入 <経営体系> <ul style="list-style-type: none"> ・単身経営 ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後継者経営 ・二世帯経営 |
| | 4.2ha | ・乗用トラクター(80PS) 3戸共同 | ・パソコンによる | |
| | 秋播小麦 | ・フロントローダー 3戸共同 | 経営計画、労務 | |
| | 1.4ha | ・フォークリフト 1台 | ・財務・ほ場管理 | |
| | 春撒小麦 | ・農用トラック 1台 | | |
| | 0.7ha | ・マニユアスプレッダー 3戸共同 | ・作目別原価の把握、コスト分析 | |
| | 大豆 | ・ライムソー 1台 | ・作目間の労働調整 | |
| | 1.4ha | ・ブロードキャスター 1台 | | |
| | 馬鈴しょ | ・ボトムブラウ 1台 | | |
| | 1.4ha | ・ロータリーハロー 1台 | | |
| | 小豆 | ・代かき機 3戸共同 | | |
| | 0.7ha | ・乗用田植機 1台 | | |
| | にんじん | ・総合播種機 1台 | | |
| | 0.7ha | ・ポテトプランター 3戸共同 | | |
| | たまねぎ | ・カルチベーター 1台 | | |
| | 0.7ha | ・培土機 1台 | | |
| | メロン | ・動力噴霧機 1台 | | |
| | 0.2ha | ・自脱型コンバイン 3戸共同 | | |
| | 南瓜 | ・ポテトハーベスター 3戸共同 | | |
| 0.2ha | ・ビーンスレッシャー 3戸共同 | | | |
| スイートコーン | ・たまねぎ収穫機 3戸共同 | | | |
| 0.5ha | ・サブソイラー 3戸共同 | | | |
| | ・鎮圧ローラー 3戸共同 | | | |
| <経営面積> | ・催芽機 3戸共同 | | | |
| 12.1ha | ・乾燥機 1台 | | | |
| | ・収摺機 1台 | | | |
| | ・ライスグレーダー 1台 | | | |
| | <その他> | | | |
| | ・付加価値向上も視野に入れた野菜の導入 | | | |
| | ・地力の維持増進 | | | |
| | ・土壌診断による適切なほ場管理 | | | |

| 営農 種類 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事の 態様等 |
|----------------|---|--|--|--|
| 畑作 野菜 複合 | <p><作付面積等></p> <p>食用馬鈴しよ 3.5ha</p> <p>種子馬鈴しよ 0.7ha</p> <p>秋播小麦 1.4ha</p> <p>春播小麦 0.7ha</p> <p>大豆 1.4ha</p> <p>小豆 2.1ha</p> <p>てん菜 1.4ha</p> <p>にんじん 1.0ha</p> <p>アスパラガス 0.5ha</p> <p>スイートコーン 0.5ha</p> <p>南瓜 0.5ha</p> <p>地力増進作物 0.7ha</p> <p><経営面積> 14.4ha</p> | <p><資本装備></p> <p>・乗用トラクター(30PS) 1台</p> <p>・乗用トラクター(80PS) 1台</p> <p>・フロントローダー 1台</p> <p>・農用トラック 1台</p> <p>・マニュアルスプレッダー 3戸共同</p> <p>・ライムソー 1台</p> <p>・ブロードキャスター 1台</p> <p>・ボトムブラウ(18×3連) 1台</p> <p>・ボトムブラウ(16×3連) 1台</p> <p>・ディスクハロー 1台</p> <p>・ロータリーハロー 1台</p> <p>・総合播種機 2戸共同</p> <p>・ポテトプランター 1台</p> <p>・マルチャー 1台</p> <p>・培土機 1台</p> <p>・動力噴霧機 1台</p> <p>・ポテトハーベスター 1台</p> <p>・ビーンハーベスター 3戸共同</p> <p>・ビーンスレッシュャー 2戸共同</p> <p>・ストローチョッパー 2戸共同</p> <p>・サブソイラー 3戸共同</p> <p>・除雪機 2戸共同</p> <p><その他></p> <p>・主要畑作物4品に畑作的野菜を取り入れた輪作体系の確立</p> <p>・麦、大豆の収穫作業の委託による農作業の省力化</p> <p>・付加価値向上も視野に入れた野菜の導入</p> <p>・地力の維持増進</p> <p>・土壌診断による適切なほ場管理</p> | <p>・複式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務</p> <p>・財務・ほ場管理</p> <p>・作目別原価の把握、コスト分析</p> <p>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p> <p>・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売</p> | <p>・高性能機械の導入共同利用による作業時間の短縮</p> <p><経営体系></p> <p>・夫婦及び単身後継者経営</p> <p>・二世帯経営</p> |

| 営農 種類 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事 の様態等 | | |
|----------------|---------------------------|---|--|--|--|---|
| 酪農 畑作 複合 | <作付面積等> | <資本装備> | | | | |
| | 食用馬鈴しょ 1. 4 h a | ・乗用トラクター (80PS) 1台 ・乗用トラクター (100PS) 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益 ・原価把握、分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・自給飼料生産機械の共同利用 ・共同作業、ヘルパー活用による省力化 | | |
| | 種子馬鈴しょ 1. 4 h a | ・乗用トラクター (100PS) 2戸共同 ・フロントローダー 1台 | | | | |
| | 小豆 2. 1 h a | ・ベールグリッパ 1台 ・ショベルローダ 4戸共同 | | | | |
| | てん菜 1. 4 h a | ・農用トラック 1台 ・マニュアルスプレッダー 3戸共同 | | | | |
| | 地力増進作物 1. 4 h a | ・尿散布機 1台 ・ライムソー 4戸共同 | | | | |
| | デントコーン 3. 5 h a | ・ブロードキャスター 4戸共同 ・草地ブラウ 4戸共同 ・リバーシブルブラウ 4戸共同 | | | | |
| | 牧草 1 4. 0 h a | ・ディスクハロー 4戸共同 ・ロータリーハロー 4戸共同 ・グラスシダー 5戸共同 | | | | |
| | <経営面積> | ・総合播種機 5戸共同 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・バンガーサイロ 1棟 ・農機具格納庫 1棟 ・堆肥舎 (351㎡) 1基 ・尿溜 1基 ・パイプライン (50頭) 一式 ・バンククリーナー (50頭) 一式 ・バルククーラー 1台 | <ul style="list-style-type: none"> <経営体系> ・夫婦主体経営 ・夫婦及び単身後継者経営 ・二世帯経営 |
| | 畑作 1 1. 2 h a | ・ポテトプランター 1台 ・カルチベーター 1台 | | | | |
| | 牧草 1 4. 0 h a | ・スプレーヤー 4戸共同 ・ハーベスター 1台 ・ポテトハーベスター 2戸共同 | | | | |
| | 合計 | ・ピーンハーベスター 4戸共同 ・ピーンスレッシャー 4戸共同 | | | | |
| | <飼養頭数> | ・ロータリモア 1台 | <その他> | | | |
| | 成牛 3 0 頭 (うち経産牛28頭) | ・モアコンディショナー 1台 ・テッダーレーキ 1台 ・ロールベラー 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存スタンション牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用 | | | |
| | 育成牛 2 8 頭 | ・ベールラッパ 1台 ・ケンブリッチローラー 1台 ・スノーモービル 4戸共同 | <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 | | | |
| | 計 5 8 頭 | ・成牛舎 (480㎡) 1棟 ・育成牛舎 (200㎡) 1棟 ・乾草舎 (180㎡) 1棟 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共牧場を活用した育成 | | | |

[法人経営体]

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理 方法 | 農業従事 の態様等 | | |
|----------------|------------------|---|---|---|-------------------------|----------|
| 畑作 野菜 複合 | <作付面積等> | <資本装備> | | | | |
| | 食用馬鈴しょ 7.0ha | ・乗用トラクター(80PS) 2台 ・乗用トラクター(100PS) 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務・財務・ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・従業員の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・研修生の受入れ | | |
| | 種子馬鈴しょ 1.4ha | ・フロントローダー 1台 ・フォークリフト 1台 | | | | |
| | 秋播小麦 4.9ha | ・農用トラック(2tダンプ) 1台 ・農用トラック(4tダンプ) 1台 | | | | |
| | 春播小麦 2.1ha | ・マニュアルスプレッダー 1台 ・ライムソー 1台 | | | | |
| | 大豆 3.5ha | ・ブロードキャスター 1台 ・ボトムブラウ 1台 | | | | |
| | 小豆 5.6ha | ・ロータリーハロー 1台 ・総合播種機 1台 | | | | |
| | てん菜 5.6ha | ・ポテトプランター 1台 ・ビート移植機 1台 | | | <その他> | <労働力> |
| | にんじん 0.7ha | ・精密カルチ 1台 ・培土機 1台 | | | ・従業員間の作業分担方式 | 従業員 2人 |
| | アスパラガス 0.7ha | ・動力噴霧機 2台 ・ポテトハーベスター 1台 | | | ・主要畑作物4品の4年輪作 | 補助従事者 3人 |
| | スイートコーン 0.7ha | ・ビートハーベスター 1台 ・ビーンスレッシャー 1台 | | | ・麦、大豆の収穫作業の委託による農作業の省力化 | |
| | メロン 0.5ha | ・ストローチョッパー 1台 ・サブソイラー 1台 | | | ・付加価値向上を視野に入れた野菜の導入 | |
| | 南瓜 0.5ha | ・鎮圧ローラー 1台 | | | ・地力の維持増進 | |
| | 地力増進作物 2.1ha | | | | ・土壌診断による適切なほ場管理 | |
| | <経営面積> 35.0ha | | | | | |

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備 考 |
|---|-----|
| 倶知安町農用地面積の95%程度 | |

（注） 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、おおむね10年後（H37）を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとする。

○その他農用地の利用関係の改善に関する事項

① 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

倶知安町においては、離農等に伴い供給される農用地について、利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業（平成26年度からは農地中間管理機構の特例事業）などの施策を講じながら、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者への利用集積を確実に進めてきており、平成28年3月末において、農用地面積の91.35%がこれら経営体に集積されている。

近年、地域の基幹作物である馬鈴しょの作付けが過剰となり、連作障害をもたらす傾向が見られたが、農業者の経営改善意欲の高まりにより、生産性向上に向けた土づくりの取組の重要性に対する認識が高まっている。

② それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し

今後も、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が進み、作付けにおける畑作等の土地利用型作物の占める割合が一層大きくなることが予想される。

農業における生産基盤である土づくりの重要性が増すとともに、作目の合理化、労働力の確保等経営改善の方向性をどう捉えるかが問われることとなる。

③ 将来の農地利用のビジョン

農用地の利用集積が進み、個々の経営体の経営面積が拡大することに伴い、適切に労働力を確保した上で、地力の増進を踏まえた作目の合理化を図り、健全な農業経営を目指す経営体が農用地を有効かつ効率的に活用していくことを目標とする。

④ これを実現するための具体的な取り組みの内容

将来の倶知安の農業を担う後継者が、優れた経営感覚のもとに農業経営を発展させるこ

と及び農業における女性の感覚や発想を積極的に取り入れるべく、その役割を向上させることを目標として、各種研修や地域活動を支援する。

また、個々の経営体が、経営改善において、経営農地の拡大、経営の複合化、多角化により所得向上を目指すために経営基盤の強化を図るべく、法人化や新規作物の導入推進に向けた取組を実施する。

一方、基幹作物である馬鈴しょの品質向上と生産基盤となる土づくりにおいては、関係機関と適切に連携しながら高品質化及び地力増進のための施策を展開する。

⑤ 関係機関及び関係団体との連携等

これらの取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、倶知安町農業再生協議会を活用し、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合、土地改良区等との密接な連携のもとに、各種施策を推進していく。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

倶知安町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、倶知安町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取組む。

倶知安町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な

土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生

産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有者の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。

以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農業生産適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 俱知安町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 俱知安町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 倶知安町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 倶知安町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 倶知安町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、倶知安町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 倶知安町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 倶知安町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 倶知安町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 倶知安町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、倶知安町は、

農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 俱知安町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、俱知安町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５６年農林水産省令第３４号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について俱知安町長に報告しなければならない旨
- ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

倶知安町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることと足りるものとする。

(9) 公告

倶知安町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を倶知安町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

倶知安町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

倶知安町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを倶知安町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

倶知安町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 倶知安町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 倶知安町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 倶知安町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を倶知安町の掲示板への掲示により公告する。

④ 倶知安町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 倶知安町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。倶知安町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 倶知安町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う北海道農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 倶知安町、倶知安町農業委員会、ようてい農業協同組合、倶知安土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、北海道農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

倶知安町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地

の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱第11の3の（1）の様式第4号の認定申請書を倶知安町に提出して、農用地利用規程については倶知安町の認定を受けることができる。

② 倶知安町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 倶知安町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を倶知安町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 俱知安町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、俱知安町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程

を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとする又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を倶知安町に届け出るものとする。

③ 倶知安町は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（8）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（9）農用地利用改善事業の指導、援助

① 倶知安町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 倶知安町は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

倶知安町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

倶知安町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた倶知安町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や後志農業改良普及センター、ようてい農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

倶知安町が主体となって北海道立農業大学校や後志農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、ようてい農業協同組合（生産組合含む）等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、民間直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては後志農業改良普及センター、JA組織、倶知安町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 倶知安町は、農業生産基盤整備を促進するとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 倶知安町は、各種助成事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によ

って望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 俱知安町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 俱知安町は、農村生活環境等の定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 俱知安町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

俱知安町は、農業委員会、後志農業改良普及センター、ようてい農業協同組合、俱知安土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、俱知安町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、俱知安町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

俱知安町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が向上しているものの、経営農地の分散による農作業の非効率化は依然として課題となっている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を適確に解決できる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニ

ケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 倶知安町における農地利用集積円滑化事業は、倶知安町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 倶知安町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、倶知安町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること
- ⑦ 農地売買等事業に関すること
- ⑧ 研修等事業に関すること
- ⑨ その他の事業に関すること

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（倶知安町を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、倶知安町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、承認を受けるものとする。
- ② 倶知安町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事

業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農用地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、倶知安町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(オ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニにまで掲げるものであること。

(カ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 倶知安町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 倶知安町は①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を倶知安町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 倶知安町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 倶知安町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる

ときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 俱知安町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 俱知安町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を俱知安町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 俱知安町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 俱知安町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 俱知安町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 俱知安町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 俱知安町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を俱知安町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業規程による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地の所有者は、委任に係る土地について貸付け等の相手方を指定することはできない。

- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4に定める参考様式5を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、受任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のため管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の貸借に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 倶知安町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 倶知安町、倶知安町農業委員会、ようてい農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月6日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298号第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号または第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間(又は残存期間) | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|--|---|---|--|
| <p>1 存続期間は1年～20年(農業者年金制度関連の場合は10年～20年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において1年～20年とすることが相当でない認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、その金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき俱知安町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間(又は残存期間) | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|---|-----------|----------|
| Iの①に同じ。 | 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。 | Iの③に同じ。 | Iの④に同じ。 |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ① 存続期間(又は残存期間) | ② 損益の算定基準 | ③ 損益の決済方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|---|--|----------|
| Iの①に同じ。 | 1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 | Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

| ① 対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 | ③ 所有権の移転の時期 |
|--|--|--|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。 ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。 |

